

会議録

会議の名称	西東京市立学校給食運営審議会（第5回）
開催日時	平成22年7月28日（水曜日）午後1時から午後3時15分
開催場所	保谷庁舎 3階 第2会議室
出席者	委員：有澤会長・宍戸副会長・加藤（栄）委員・栗田委員・石井委員・林委員・中村委員・清水委員・加藤（智）委員・池谷委員・皆川委員・斉藤委員・終夜委員・横田委員・新出委員 （欠席）飯塚委員 事務局：山本学校運営課長・矢澤係長・近藤主任
議題	1 中学校給食の開始時期について 2 その他
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西東京市立学校給食運営審議会会議録（第4回） ・ 中学校給食の開始年度と給食調理業務民間委託の状況（資料1） ・ 現状の給食調理業務委託スケジュール（資料2）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○有澤会長：</p> <p>本日の議題に入る。前回、中学校給食の開始時期について、西東京市立中学校給食開始準備検討委員会中間報告書（以下「中間報告書」という。）に沿って、各論4「家庭弁当希望者への対応」まで意見交換を進めてきた。各論5「給食費の額」については、現在、部会で検討を行っているため、開始時期の後に検討することとする。次の各論6「徴収方法と還付」も給食費に関連する項目のため同様とする。各論7「現行の昼食時間と給食移行時の昼食時間」、各論8「栄養士の配置」、各論9「アレルギーへの対応」、各論10「給食配膳方法」については、中学校給食の開始時期及び給食費の額についての検討後、審議会としての意見があれば、付帯事項としてとして加えていく。まずは、中学校給食の開始時期について決めていきたいので、各論11「その他」の（4）「中学校給食の開始時期について」の内容を中心に検討を進めていく。</p> <p>中間報告書では9月開始が適当であるとしているが、前回の審議会では4月開始ができないかとの意見、また、9月にこだわらず5月、6月に前倒しができないかとの意見があった。調布市の場合、平成17年度の4月に中学校4校で親子調理方式により中学校給食を開始となっており、その準備として平成16年7月に小学校給食室の改修工事、中学校側の施設工事、中学校給食の申込みについて現中学校1・2年生、現小学校6年生への事前調査を実施している。同様の方法が西東京市でできない理由等を明確にしていかなければ、保護者の理解は得られないと思われる。4月開始が適当と思われる方の意見を伺う。</p> <p>○池谷委員：</p> <p>この審議会に参加している我々は、9月開始の理由についても納得できる部分はあるが、保護者の方々は当然のように4月開始と捉えており、期待している。</p> <p>○皆川委員：</p> <p>田無第三中学校でも同様であった、保護者としては少しでも早く給食の開始を期待している。</p>	

○有澤会長：

保護者としては小学校給食の流れで、中学校給食も当然4月開始と捉えているとのことである。4月に実施できない場合、十分な説明があれば保護者の理解が得られる状況であるか。

○斉藤委員：

十分な説明があれば4月に実施できないことについて反対する方はいないと思うが、5月、6月の早い時期の実施が望まれる。9月開始となると、かなりの期間があるので、調布市では4月に開始できて、西東京市では9月となる理由について明確にする必要がある。調布市では親子調理方式実施後に、給食調理の民間委託が検討されており、このあたりに違いがあると思われる。

○有澤会長：

4月開始は無理にしても、できるだけ早期に実施との意見があるが、9月開始が適切と考える方の意見はどうか。また、民間委託との関連で問題はないか。

○近藤主任（事務局）：

本日配布した資料2を参照願いたい。これは現状の民間委託のスケジュールであるが、4月に契約開始とする場合、予算の関係で契約方法が準備契約となり。業者決定から給食調理開始までの期間が短くなり、中学校給食の開始にあたり、十分な準備期間が取れないこととなる。5月、6月開始としても十分な準備期間は取れない。

○山本課長（事務局）：

今、説明した事項は、あくまでも一般的な契約事務の流れである。これを前提にしてしまうと、自由な意見交換ができなくなるため、この場では考慮せず、検討願いたい。最終的な契約方法等については、事務局側で検討する。

○終夜委員：

小学6年生の進路決定の時期を考慮すると、中学校給食申込みの事前調査は3月に入ってからと考えるが、4月当初開始となると、中学校側の負担が大きくなることが考えられる。

○横田委員：

準備期間のことを考えると4月開始には不安があるが、保護者としては可能な限り、早期実施をお願いしたい。

○清水委員：

児童生徒の転校、教職員の異動等もあり、4月開始は難しいのではないかと。保護者への説明を行えば、理解は得られると思う。

○加藤（智）委員：

第1期の中学校の給食開始時期が9月となった場合、翌年度の第2期の中学校の開始時期も9月となるのか、それとも、4月開始となるのか。もし、第2期目の中学校が4月開始となるのであれば、なぜ、第1期は4月に間に合うよう準備ができなかったのか、指摘されることとなると思うが。

○有澤会長：

この場では、中学校給食を初めて開始する年の開始時期を検討している。翌年度からは4月開始となると考えるが、これで良いか。

○山本課長：

そのとおりである。学校にとっては、親子給食の実施は初めてのこととなるので、9月開始となれば、第1期、第2期の学校とも9月開始とする。開始2年目からは4月からとなる。

○池谷委員：

4月に開始できない理由について、十分な説明が重要と考える。

○皆川委員：

中学校給食申し込みの事前調査については、調布市の例をみると11月に実施しており、西東京市でも可能と考えるが、他の要因もあると考える。現在、田無第三中学校では、夏休み中に予定されていたエレベーターの設置工事が2学期にずれ込むと聞いた。

○池谷委員：

田無第四中学校も同様のことを副校長から聞いている。

○山本課長：

工事の話が出たので事務局より説明する。中学校側のエレベーター設置工事については、増築となるため、東京都の建築指導事務所に建築確認申請を提出することとなる。ここで、建物の状況や、現在の法律に合致しているか審査を行い、審査が通って、初めて建築確認申請の受理となる。今回、工事が遅れた理由として、姉歯事件以降、今までの建物についても遡及して調査する必要が生じ、調整に期間を要した。6月に田無第四中学校、田無第三中学校、7月に明保中学校の建築確認申請が受理されたが、許可について約2ヶ月間の期間を有するため、現在、工事の契約ができない状況となっている。ただ、年度内には工事を完了できるので、心配はないと考える。

○斉藤委員：

9月開始となったとしても、きちんとした説明があれば、保護者の理解は得られると思う。小学生の保護者の立場から言えば、4月から中学校給食が始まれば、お弁当箱を購入する必要がなくなり助かる、と考えている方もいると思うので、早めに説明を行ったほうが良い。

○新出委員：

保護者の方々のなるべく早く実施してほしい、という意見はもつともであり、理解できるが、十分な説明と十分な準備期間を取って、9月開始とするのが望ましいと考える。

○中村委員：

やはり、十分な準備期間は必要であり、9月開始が良いと考える。

○林委員：

小学校の給食調理民間委託化の際にも、今までトラブルなく順調に移行できたのは、十分な準備を行い9月開始としてきた結果だと思っている。中学校給食開始にあたって9月開始が望ましい。

○栗田委員：

小学6年生の進路について、全員の進路が把握できるのが3月末になることもあり、給食申込みの事前調査を実施しても、再度調査する必要があるのではないか、子どもたちの食べる物のことなので、9月開始とし、準備をしっかりと安全な給食を実施したい。

○石井委員：

開始時期等については、新入生の説明会等で保護者への十分な説明を行う必要がある。中学校給食を始めるからには失敗は許されないので、十分に準備を行い、9月開始とするのが妥当であるとする。

○加藤（栄）委員：

中学校としては4月に入って初めて入学者数、生徒数が確定し、クラス分けを行い、入学式、始業式に臨むこととなる。4月は事務量的にも負担が多く、現在の牛乳給食についても5月中旬のスタートが限度である。完全給食となると、早くとも6月1日からの開始が精一杯ではないか。開始2年目以降は、新2年生、新3年生については3月中に申し込み状況を把握し、4月給食開始が可能と考えるが、新1年生については、同時に開始するのは難しいと考える。

○有澤会長：

食に関することであり、命に関わることもあるので、安全を考慮し十分な準備期間を取って9月開始とするのが望ましいというのが、学校現場の委員の大半の意見である。保護者代表の委員の意見も早期実施を望むが、4月開始は困難であるという意見である。加藤（栄）委員からは早くとも6月が限度との意見が出たが、学校現場として6月開始は可能であるか。

○加藤（栄）委員：

要望が強ければ、6月開始に向けて努力していくが、中学校の現状として金銭の事務は教員が行っており、中間報告書に記載のある、中学校栄養士の配置や、現在、小学校に配置されている給食費事務職員と同様の人員の配置が必要である。

○有澤会長：

9月開始の理由として、今までの検討の中で調理委託業者の準備期間が必要であること、夏休み中の保護者説明会の実施、生徒が中学校生活に慣れ、担任とのコミュニケーションが取れるようになる時期であること、などが挙げられたが、他にも意見はあるか。

○林委員：

給食申し込み人数の把握について、9月開始であれば、全ての学年について中学校側での把握が可能である。2年目以降については新1年生の事前調査は小学校側で実施することとなるが、教職員も中学校給食の大体の流れが把握できてくるので混乱が避けられると思う。

○宍戸副会長：

食育の観点から考えると、現状、中学校では同じものを食べているわけではないので、統一した指導の計画がないものと思われる。生徒の実態に合わせて指導計画を立てる必要があり、開始初年度についてはゼロからのスタートとなるため、十分な準備が必要である。中学校側の教職員も給食に携っていない方が多いと思われ、単に昼食として

の給食ではなく、学習指導要領に基づく給食であり、教職員も指導する立場として準備期間を要する。9月開始であれば、夏休みをトレーニング期間として有効活用できる。

○有澤会長：

教育としての給食を良い形でスタートするためにも9月開始が望ましいとの意見であった。いままでの意見を総合し、審議会としては、食の安全、教育的観点から、十分な準備をしたうえで9月開始とすることが望ましい、ということでまとめてよろしいか。

(反対意見なし)

○有澤会長：

意見がないようなので、9月開始ということで、まとめさせていただく。

○有澤会長：

では、次の検討課題に移る。給食費の額については次回検討するが、中間報告書の6ページの6「給食費の徴収方法と還付」について検討する。

これまでの審議会の中で、各期ごとの申込みで前納制となると一度の納付額が多くなり、複数の子どもを持つ保護者にとっては負担となるとの意見があった。これについて各委員の意見を伺う。

○斉藤委員：

保護者からは、原則、学期ごとが良いが、選択肢として1ヶ月ごとの納付を設定してほしいとの意見があった。

○皆川委員：

同じく、各期ごとの前納とすると、概算で2万円の支払いとなるため、分割を希望する声があった。また、小学校と同様に毎月の口座振替ができないのかとの意見があった。

○林委員：

中学校給食は申込み制である。小学校で実施している毎月の給食費の引き落としは年間を通しての金融機関との取り決めであり、年間の申し込みが確定しない中学校給食では口座振替の手続きは取ることができない。小学校では原則として全児童が年間を通じて給食を食べるため、引き落としを行っているが、この方法だと、給食費の未納が生じ、各小学校でも問題となっている。中学校では給食費の未納を出さないためにも、振込みによる前納制を取ることとなっている。

○有澤会長：

中学校給食が家庭弁当との選択制であること、給食費の未納を防止することから、振込みによる前納制を取る、とのことである。

○林委員：

年間の支払額は事前に決定されるので、各家庭で事前に準備していただければ、大きな負担とはならないと考える。

○池谷委員：

現在、小学校で給食費を滞納している家庭があるが、中学校で給食費が払えない場合、弁当も持参できずに子どもたちが昼食を取れない状況が発生するのではないか。

○有澤会長：

現状、中学校でそのような状況があるか。

○加藤（栄）委員：

現状では、そのような状況は発生してない。

○有澤会長：

小学校では、給食費の滞納があったとしても、給食が提供されるため、逆に給食費を支払わない保護者が出てきており、問題となっている。

○林委員：

中学校給食では、給食費の振込みをして、中学校側で振込みを確認した時点で申し込みとなるため、未納がなくなる。振込みの期限、申し込み期限を設けることとなるが、振込みを忘れることも想定して、最終期限の設定も必要と考える。

○清水委員：

振込みによる前納制とする理由、各期ごとの申し込み制とする理由について、保護者への説明が必要と考える。現状、中学校では牛乳代が口座引き落としとなっているが、未納は出ていないのか。

○加藤（栄）委員：

牛乳の場合は1年分の牛乳代の前納なので、未納はない。

○有澤会長：

事前申込み、事前納入の意味を、保護者に事前に理解してもらう必要があるということである。

○林委員：

献立を作成する栄養士の立場からすると、1ヶ月前には食材の発注をしなければならず、食材を発注するには、食数に応じた献立を作成しておかなければならない。食数に応じて献立も変わってくるので、より良い献立を作成するには、2ヶ月前には申込み人数を確定しておきたい。

○有澤会長：

献立を見てから、給食の申し込みはできるか。

○林委員：

それはできない。給食なので献立は栄養士に任せたい。

○有澤会長：

了解した。西東京市では、献立の作成、食材の発注の都合、給食費の未納防止の観点から、各期ごとの振り込みによる前納制を取るということである。

○有澤会長：

次に、先ほど加藤（栄）委員より、給食費の事務的な業務を誰が担うのかといった意見があったので、これについて確認していきたい。ある市の中学校では、忙しい最中に、副校長が給食費の入金チェックをしているところもあり、西東京市ではこのような

状況は避けなければいけないと思うが、事務局としてはどう考えているか。

○山本課長：

人の配置の問題であるが、中学校側には嘱託栄養士を1名配置する。役割分担については、今後、詳細を決定していくが、小学校栄養士との献立の調整、食育、給食便りの作成等の業務が中心となる。事務的な作業については小学校と同様に、月3回、1回につき6時間程度、給食費に関する事務を行う臨時職員を配置する予定である。現状、牛乳給食に関する事務については、副校長や教職員が担当していると思うが、中学校給食が始まれば、負担は軽減されると考える。ただし、いずれも嘱託職員、臨時職員という立場であるので、監督職員として給食担当職員を選任していただく必要がある。

○有澤会長：

給食費の入金の把握を行うのは中学校栄養士の役割となるか。

○山本課長：

現状、小学校でも栄養士がその部分を担っているので、同様の考え方で、中学校栄養士が中心となって行う。

○有澤会長：

中間報告書の7ページの8、「栄養士の配置」の職務内容として「給食費の取りまとめ」を項目に加えたほうが良いのではないか。

○林委員：

職務内容として記載されている「給食申込み状況の確認」に含まれると思われる。

○有澤会長：

では、「給食申込み状況と給食費の納入状況の確認」へ訂正願いたい。

○有澤会長：

次の項目に移る。中間報告書の7ページの7、「現行の昼食時間と給食移行時の昼食時間」であるが、これは各学校のカリキュラムの問題があるので、十分な給食時間を確保することをお願いしたいということで、良いと思う。

同ページの9、「アレルギーへの対応」に移る。中学校給食ではアレルギー対応はできないため、詳細な献立表作成で対応となっている。今後、中学校給食が軌道に乗った段階で対応が可能となる可能性はあるか。

○林委員：

現状、小学校でも除去食対応はしているが、代替給食は実施していない。小学校でも学年が進行し、担任が変わった場合などには、注意が必要となっている。事故が発生した場合、小学校は現場が目の前なので、迅速な対応が可能だが、中学校では、コンテナに積み込むことや調理場と離れていることを考えると危険性が高く、対応できない。

○有澤会長：

了解した。次に移る。先ほどの「栄養士の配置」の項目で、栄養士の役割について他に加えたほうが良い項目はあるか。

○加藤（栄）委員：

質問であるが、栄養士と給食費の事務職員の関係について確認したい。

○中村委員：

小学校では、未納者のチェック、未納通知の作成、振込み手続き等を給食費の事務職員に依頼している。最終的な確認、指示は栄養士が行っている。

○宍戸副会長：

小学校では栄養士が正規職員であるが、中学校の場合、栄養士が嘱託員、給食費事務が臨時職員となるので、どうなるのか。

○山本課長：

小学校では栄養士のほかに給食主任がおり、一緒にチェックしていると思うが、中学校側でも同様に栄養士、事務職員を管理監督する立場の担当者を置いていただくこととなる。

○宍戸副会長：

中学校には食育リーダーがいる。兼任するか、事務的な担当として新たに給食主任を置くかは中学校の判断によることとなる。

○加藤（栄）委員：

管理監督者として教員がいて、嘱託の栄養士がいて、栄養士の事務を補佐する臨時職員がいるということか。

○山本課長：

そのとおりである。いずれにしても給食費は私費会計扱いとなり、最終的には校長判断で役割分担等を決めていただきたい。

○有澤会長：

次の項目に移る。中間報告書の8ページの10「給食配膳方法」について、意見、付帯事項として付け加えることはあるか。

（意見なし）

○有澤会長：

次、中間報告書の9ページの11「その他」に移る。（1）の「小学校の給食室改修工事が夏休みに終わらない場合の対応」について、事務局より説明願う。

○山本課長：

現在、第一期の小学校3校において給食室の改修工事が始まったところである。基本は夏休み中に工事が完了するよう工程を組んでいるが、9月当初より給食開始ができない学校があり、ランチボックス（弁当）の提供を行う。また、給食費との差額分については公費で負担を行うこととした。

○有澤会長：

了解した。次の（2）、「中学校給食に使用する食器、食缶等」について意見、質問はあるか。

○皆川委員：

食器等については市の所有物であると思うが、破損した場合の弁償等についての基準

や取り扱いはどうなっているか。

○加藤（栄）委員：

学校では、窓ガラスなどを故意に割った場合や、悪質な場合には一部弁償、全額弁償もありうるが、誤って割った場合については公費で修理している。

○山本課長：

事務局としても同様に考えており、各学校の判断で対応していただいている。

○斉藤委員：

破損した場合の予備の食器等は準備してあるのか。また破損した場合、誰が対応するのか。また、食器ではないが給食当番等が着用する白衣等は用意されるのか。

○山本課長：

予備食器については、衛生的に管理したものを1クラス分程度、職員室、牛乳配膳室等で管理をしていただき、栄養士、教職員で対応していただく予定である。白衣については、中学校側にも配布予定である。

○斉藤委員：

ボタンの付け替えや洗濯はどうなるか。

○林委員：

小学校では、栄養士や、担任、各家庭で、気付いた人がボタンの付け替えを行っており、担当は決まっていない。

○有澤会長：

各家庭で白衣を洗濯する際に気付いたら、付け直してもらおう等、皆さんの協力が必要であり、誰の仕事と、決めることではないと思う。

○林委員：

中学生なので、ボタン付けは、生徒自身にやってもらうほうが良い。

○宍戸副会長：

年度末等に学校で白衣のクリーニングを行うので、栄養士の役割として、「白衣等の管理」を追加する。

○有澤会長：

次に、中間報告書の10ページの(3)、「市民への広報」については、事務局へお願いすることになるが、開始時期を9月開始とする理由、開始までの流れ等について市民・保護者への十分な説明が必要である。

○有澤会長：

ここまでで、給食費の額を残して、一通りの項目について、検討を行ってきたが、他に意見や、確認しておきたいことはあるか。

○石井委員：

現在、中学校で実施している田無給食センターの外注弁当は、中学校給食開始とともに完全撤退となるのか。

○山本課長：

外注弁当は完全給食実施にともない廃止となる。同時に学校独自で実施しているパンの販売等についても同様の取り扱いとなると考えている。

○加藤委員：

中学校では、小学校のようなアレルギー除去食対応はできないとのことだが、中学校給食が始まり、食数が増えることで、小学校側の給食への影響はでるのか。

○林委員：

小学校側のアレルギー対応については、中学校給食開始後も継続していくことを、栄養士会でも確認している。献立内容については、開始してみないと見えない部分があるが、時間的制約から揚げ物ができなくなったりする可能性はある。また、バイキング給食やセレクト給食について、中学校の給食がない日に実施するなど、工夫が必要となる。中学校給食開始当初は、様子を見ながらとなるので、しばらくの間は献立内容に影響が出る可能性がある。

○池谷委員：

毎日、おいしい給食を作っていただき、子どもたちも楽しみにしているので、栄養士・調理員の方々には大変感謝している。この場を借りて保護者代表として御礼を言いたい。

○有澤会長：

本日はこれで終了とする。給食開始時期は9月とし、良い形でスタートするというところで、審議会の結論とする。次回は9月3日（金曜日）となる。9月には2回、10月に1回、審議会を開催し、審議会として最後のまとめを行いたい。